

特定非営利活動法人 ASOVIVA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ASOVIVAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府南河内郡河南町に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府南河内郡千早赤阪村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人が本来持つ「生きる力」を尊重し、子どもから大人までが主体的に学び、育ち合うことのできる場づくりと、多様な学びや生き方が認められる社会の実現に寄与することを目的とする。また、豊かな自然環境を活かした自然体験活動や環境教育を通じて地域社会に貢献し、人々が共に生きる共生社会の実現を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 「デモクラティックスクール運営」事業
- ② 「デモクラティック生涯学習支援」事業
- ③ 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス」事業
- ④ 寄付金、遺贈その他の資金を原資とした助成・支援・資金循環に関する事業
- ⑤ 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1名以上2名以下を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3等親内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事はお互いに補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録(電子メール)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録(電子メール)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法(電子メール)による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録記名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が、記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録(電子メール)により同意の意思表示したことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)運営に関する重要事項
- (4)入会金及び会費の額
- (5)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6)事務局の組織及び運営
- (7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録(電子メール)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(電子メール)をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法(電子メール)による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録記名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(寄附金及び遺贈の受入)

第39条 この法人は、事業の目的を達成するため、寄附金、遺贈その他の無償による財産の寄附を受け入れることができる。

2 前項の寄附金及び遺贈の受入にあたっては、理事会の決議をもって決定するものとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を得て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- (7) 定款の目的が達成された時

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものに帰属させるものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(憲章)

第54条 この法人にはASOVIVA憲章を定める。この憲章は、理事会で決議の上、総会で認証される。

2 前項に定める憲章は、理事会及び総会の総意をもってのみ変更することができる。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 長村知愛

代表理事 石原亮子

理事 増田靖

監事 寶楽陸寛

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員会費 年額 5,000円

(2)賛助会員会費 年額 3,000円

附 則

この定款は 2020 年 4月 17日から施行する。(第3条 目的、第4条 特定非営利活動の種類、第5条 事業、第12条 役員定数、第29条 議事録、第37条 議事録、第53条 憲章)

この定款は 2020 年 8 月 11日から施行する。(第2条 事務所、第14条 職務、第23条 開催、第32条 開催)

この定款は 所轄庁の定款変更認証の日から施行する。(第3条 目的、第5条 事業、第39条 寄附金及び遺贈の受入)

2026年度 事業計画書

(2026年4月1日～2027年3月31日)

特定非営利活動法人ASOVIVA

I 事業の実施方針

法人設立8年目にあたり、「自分を生きる 社会を生きる」という理念のもと、学校以外の学びの場を必要とする子どもへの支援を安定して継続する。くつろぎ自由研究室、MUSUVIVA、オンラインコミュニティの基盤整備と試行を開始する。新規3事業は収益を過大に見込まず、担い手の配置、運営方法、会員制度、広報・会計管理の仕組みを整える年とする。2026年度は社会保険導入に向け、既存の運営を維持しながら、翌年度以降の継続と自走に向けた基盤をつくる。

II 事業の実施に関する事項

(1) デモクラティックスクール事業

【内容】「デモクラティックスクールASOVIVA!」を運営し、学校以外の学びの場を必要とする子どもに、興味関心から始まる探究的な学び、日常のミーティング、子ども主導の行事・プロジェクト、外部講師による体験活動等を提供する。

【実施場所】大阪府南河内郡河南町寛弘寺756-2

【実施日時】通年(主に月曜日～木曜日 10時～16時)

【対象者】町内及び近隣市町村の5歳～18歳の子ども(30名程度)

【年度目標】日常の学びと生活の場を安定して運営し、子どもが自分の意思で活動を選び、対話と協働を通して社会に参画する経験を積める環境を維持する。

【収益】10,500千円(内訳:スクール月謝収入10,000千円、講演料300千円、入学金200千円)

【費用】11,001千円(内訳:人件費6,605千円、施設費(地代家賃・水道光熱費・修繕費)1,650千円、講師謝金・教材費1,090千円、旅費交通費・燃料費820千円、保険料190千円、消耗品費・事務費・支払手数料等646千円)

(2) デモクラティック生涯学習支援事業「くつろぎ自由研究室」

【内容】地域の人と協働してコミュニティカフェを運営し、月2回程度のカフェ開放と月1回程度の企画カフェを試行する。多世代交流、地域住民が先生となる学びの機会、現役メンバー及び卒業生・若者の居場所と活動機会をつくる。

【実施場所】大阪府南河内郡河南町寛弘寺422-7

【実施日時】通年(カフェ開放日及び企画開催日)

【対象者】スクールの利用者、卒業生、保護者、地域住民等

【年度目標】運営チームと実施手順を整え、小規模なカフェ・交流企画を重ねながら、地域に開かれた拠点としての基盤をつくる。

【収益】80千円(内訳:カフェ・企画収入80千円)

【費用】660.5千円(内訳:人件費420.5千円、講師謝金90千円、材料費90千円、設備・消耗品費60千円)

(3) デモクラティック生涯学習支援事業「コミュニティガーデンMUSUVIVA」

【内容】 コミュニティガーデンを活用し、栽培、収穫、調理、自然観察等を通じた多世代の学びと交流を行う。週1回程度のガーデン活動を試行し、会員制度の設計・運用、卒業生・若者との交流企画、地域共育フェス等につなげる。

【実施場所】 大阪府南河内郡河南町内のコミュニティガーデン(MUSUVIVA)ほか

【実施日時】 通年(月1~2回程度の活動を中心に実施)

【対象者】 子ども、卒業生・若者、保護者、地域住民等

【年度目標】 2027年1月から会員制度を小規模に開始し、年間目標を事業年度に按分して60千円の会員費等を見込む。活動記録と会員運営の基盤を整える。

【収益】 60千円(内訳: 会員費・体験参加費等60千円)

【費用】 865千円(内訳: 人件費720千円、ガーデン活動費90千円、会員制度運営費30千円、交流・イベント費25千円)

(4) デモクラティック生涯学習支援事業「オンラインコミュニティ」

【内容】 不登校や子育てに関心を持つ保護者・支援者等を対象に、対話、講座、情報発信を行うオンラインコミュニティを試行する。

【実施場所】 オンライン及び大阪府南河内郡河南町寛弘寺756-2

【実施日時】 通年(2026年10月以降、段階的に試行)

【対象者】 不登校・子育てに関心を持つ保護者

【年度目標】 運営方法と提供内容を検証し、会員費・講座参加費等として50千円を見込む。継続的な情報発信と参加導線を整える。

【収益】 50千円(内訳: 会員費・講座参加費等50千円)

【費用】 974.5千円(内訳: 人件費660千円、地域サポーター養成・講師謝金150千円、動画制作・広報費144.5千円、オンライン運営・システム費20千円)

2027年度 事業計画書

(2027年4月1日～2028年3月31日)

特定非営利活動法人ASOVIVA

I 事業の実施方針

法人設立9年目にあたり、デモクラティックスクールASOVIVA!の安定運営を継続するとともに、「みてね基金」第五期ステップアップ助成の2年目として、くつろぎ自由研究室、MUSUVIVA、オンラインコミュニティの試行と検証を深める。新規3事業は、会員数や参加者、地域との協働、運営負担、収益性を確認しながら段階的に広げ、自走に向けた収益構造を整える。常勤2名分の社会保険加入を見込み、担い手が継続して活動できる組織基盤と、事業ごとの記録・会計・評価の仕組みを定着させる。

II 事業の実施に関する事項

(1) デモクラティックスクール事業

【内容】「デモクラティックスクールASOVIVA!」を運営し、学校以外の学びの場を必要とする子どもに、探究的な学び、対話と協働による運営、子ども主導の行事・プロジェクト、外部講師による体験活動等を提供する。

【実施場所】大阪府南河内郡河南町寛弘寺756ほか

【実施日時】通年(主に月曜日～木曜日)

【対象者】町内及び近隣市町村の5歳～18歳の子ども(30名程度)

【年度目標】子どもの学びと育ちを支える日常運営を安定させるとともに、スタッフ体制と社会保障を整え、継続可能な運営基盤を強化する。

【収益】11,200千円(内訳:スクール月謝収入10,700千円、講演料300千円、入学金200千円)

【費用】12,354千円(内訳:人件費・法定福利費7,708千円、施設費(地代家賃・水道光熱費・修繕費)1,650千円、講師謝金・教材費1,320千円、旅費交通費・燃料費880千円、保険料190千円、消耗品費・事務費・支払手数料等606千円)

(2) デモクラティック生涯学習支援事業「くつろぎ自由研究室」

【内容】月2回程度のカフェ開放と月1回程度の企画カフェを継続し、地域住民が先生となる学び、多世代交流、現役メンバー及び卒業生・若者の居場所と活動機会をつくる。地域共育フェス等を通じて、地域との協働を広げる。

【実施場所】大阪府南河内郡河南町寛弘寺422-7

【実施日時】通年(カフェ開放日及び企画開催日)

【対象者】スクールの利用者、卒業生、保護者、地域住民等

【年度目標】試行を継続しながら運営方法と参加ニーズを検証し、カフェ・企画収入240千円を見込む。地域に開かれた継続的な交流拠点として定着を目指す。

【収益】240千円(内訳:カフェ・企画収入240千円)

【費用】1,321千円(内訳:人件費841千円、講師謝金180千円、材料費180千円、設備・消耗品費120千円)

(3) デモクラティック生涯学習支援事業「コミュニティガーデンMUSUVIVA」

【内容】 コミュニティガーデンで、栽培、収穫、調理、自然観察等を通じた多世代の学びと交流を行う。月1～2回程度のガーデン活動、会員制度、卒業生・若者との交流を継続し、会員数の増加、イベント収益、企業会員の獲得に取り組む。

【実施場所】 大阪府南河内郡河南町内のコミュニティガーデン(MUSUVIVA)ほか

【実施日時】 通年(月1～2回程度の活動を中心に実施)

【対象者】 子ども、卒業生・若者、保護者、地域住民、地域企業等

【年度目標】 2027年4月～12月の会員費と、2028年1月～3月の会員増加・イベント・企業会員による収益を合わせ、300千円を見込む。翌年度以降の自走につながる会員・協働基盤を広げる。

【収益】 300千円(内訳: 会員費・体験参加費・イベント収入・企業会員費等300千円)

【費用】 1,730千円(内訳: 人件費1,440千円、ガーデン活動費180千円、会員制度運営費60千円、交流・イベント費50千円)

(4) デモクラティック生涯学習支援事業「オンラインコミュニティ」

【内容】 不登校や子育てに関心を持つ保護者・支援者等を対象に、対話、講座、情報発信を行うオンラインコミュニティを運営する。スクールメンバーの保護者は無料とし、外部会員の会員費・講座参加費を得ながら、地域サポーター養成と動画・広報発信を継続する。

【実施場所】 オンライン及び大阪府南河内郡河南町寛弘寺756-2

【実施日時】 通年

【対象者】 不登校・子育てに関心を持つ保護者、支援者、地域住民等

【年度目標】 試行結果を踏まえて提供内容と運営方法を改善し、外部会員の会員費・講座参加費等として200千円を見込む。助成終了後も継続できる参加・発信の仕組みを整える。

【収益】 200千円(内訳: 会員費・講座参加費等200千円)

【費用】 1,949千円(内訳: 人件費1,320千円、地域サポーター養成・講師謝金300千円、動画制作・広報費289千円、オンライン運営・システム費40千円)

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人ASOVIVA

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業 (実施なし)	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000	0	60,000
受取会費計	60,000	0	60,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	2,900,000	0	2,900,000
受取寄付金計	2,900,000	0	2,900,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,500,000	0	2,500,000
受取助成金等計	2,500,000	0	2,500,000
4 事業収益			
特定非営利活動に係る事業 収益	10,690,000	0	10,690,000
事業収益計	10,690,000	0	10,690,000
5 その他収益			
受取利息・雑収益	50,000	0	50,000
その他収益計	50,000	0	50,000
経常収益計	16,200,000	0	16,200,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給与手当	8,340,000	0	8,340,000
福利厚生費	5,000	0	5,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	8,345,000	0	8,345,000
(2)その他経費			
講師謝金	730,000	0	730,000
業務委託費	150,000	0	150,000
材料費	180,000	0	180,000
印刷製本費	60,000	0	60,000
旅費交通費	440,000	0	440,000
燃料費	380,000	0	380,000
通信運搬費	5,000	0	5,000
消耗品費	400,000	0	400,000
事務用品費	6,000	0	6,000
修繕費	20,000	0	20,000
水道光熱費	300,000	0	300,000
地代家賃	1,330,000	0	1,330,000
保険料	190,000	0	190,000
諸会費	5,000	0	5,000
研修費	30,000	0	30,000
支払手数料	210,000	0	210,000
雑費	10,000	0	10,000
教材費	450,000	0	450,000
動画制作費	120,000	0	120,000
オンライン運営費	60,000	0	60,000
イベント費	80,000	0	80,000

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業 (実施なし)	合計
その他経費計	5,156,000	0	5,156,000
事業費計	13,501,000	0	13,501,000
2 管理費			
(1)人件費			
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	70,000	0	70,000
車両費	240,000	0	240,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	200,000	0	200,000
修繕費	100,000	0	100,000
賃借料	130,000	0	130,000
接待交際費	20,000	0	20,000
新聞図書費	5,000	0	5,000
減価償却費	130,000	0	130,000
保険料	190,000	0	190,000
諸会費	30,000	0	30,000
システム利用料	187,922	0	187,922
リース料	22,440	0	22,440
租税公課	130,000	0	130,000
支払手数料	150,000	0	150,000
雑費	30,000	0	30,000
その他経費計	1,795,362	0	1,795,362
管理費計	1,795,362	0	1,795,362
経常費用計	15,296,362	0	15,296,362
当期経常増減額	903,638	0	903,638
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	903,638	0	903,638
前期繰越正味財産額	4,611,909	0	4,611,909
次期繰越正味財産額	5,515,547	0	5,515,547

事業別収支予測(活動予算書付表)

新規3事業は、両年度とも基盤整備・試行期間として、控えめな自主収益を見込む。既存事業費はスクールへ、みてね基金の助成事業費は新規3事業へ配分し、寄付金はスクール事業を支える収益として配分した。金額は円単位。

事業名	自主事業収益	助成金・寄付金配分	事業費	収支
デモクラティックスクール事業	10,500,000	2,900,000	11,001,000	2,399,000
くつろぎ自由研究室	80,000	660,500	660,500	80,000
MUSUVIVA	60,000	865,000	865,000	60,000
オンラインコミュニティ	50,000	974,500	974,500	50,000
合計	10,690,000	5,400,000	13,501,000	2,589,000

収益予測の前提

- ・くつろぎ自由研究室: 基盤整備と試行を中心とし、カフェ・企画収入として年間80,000円を見込む。事業費は助成計画のカフェ・地域共育部分を配分した。
- ・MUSUVIVA: 会員制度・体験企画を小規模に試行し、年間60,000円を見込む。事業費はガーデン運営と卒業生・若者交流部分を配分した。
- ・オンラインコミュニティ: スクールメンバー保護者は無料とし、外部会員の会員費・講座参加費等として年間50,000円を見込む。事業費には地域サポーター・広報基盤を含む。
- ・みてね基金: 年間助成事業費5,000,000円のうち、2026年10月から2027年3月までの6か月分2,500,000円を活動別割合で配分した。
- ・車両費: 車両2台分として月額合計20,000円、年間240,000円を管理費に計上した。
- ・法定福利費: 2026年度は社会保険への加入を見込まず、0円とした。

※正会員会費、受取利息・雑収益及び管理費は、法人共通の収益・費用として上表の事業別収支には配分していない。スクール事業の収支から法人共通の管理費を負担する。

2027年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人ASOVIVA

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業 (実施なし)	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000	0	60,000
受取会費計	60,000	0	60,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	3,100,000	0	3,100,000
受取寄付金計	3,100,000	0	3,100,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	5,000,000	0	5,000,000
受取助成金等計	5,000,000	0	5,000,000
4 事業収益			
特定非営利活動に係る事業 収益	11,940,000	0	11,940,000
事業収益計	11,940,000	0	11,940,000
5 その他収益			
受取利息・雑収益	50,000	0	50,000
その他収益計	50,000	0	50,000
経常収益計	20,150,000	0	20,150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給与手当	10,280,000	0	10,280,000
福利厚生費	8,000	0	8,000
法定福利費	900,000	0	900,000
人件費計	11,188,000	0	11,188,000
(2)その他経費			
講師謝金	1,000,000	0	1,000,000
業務委託費	280,000	0	280,000
材料費	280,000	0	280,000
印刷製本費	90,000	0	90,000
旅費交通費	500,000	0	500,000
燃料費	380,000	0	380,000
通信運搬費	5,000	0	5,000
消耗品費	500,000	0	500,000
事務用品費	6,000	0	6,000
修繕費	20,000	0	20,000
水道光熱費	300,000	0	300,000
地代家賃	1,330,000	0	1,330,000
保険料	190,000	0	190,000
諸会費	5,000	0	5,000
研修費	30,000	0	30,000
支払手数料	220,000	0	220,000
雑費	10,000	0	10,000
教材費	500,000	0	500,000
動画制作費	240,000	0	240,000
オンライン運営費	120,000	0	120,000
イベント費	140,000	0	140,000

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業 (実施なし)	合計
事業推進費	20,000	0	20,000
その他経費計	6,166,000	0	6,166,000
事業費計	17,354,000	0	17,354,000
2 管理費			
(1)人件費			
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	70,000	0	70,000
車両費	240,000	0	240,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	180,000	0	180,000
修繕費	80,000	0	80,000
賃借料	130,000	0	130,000
広告宣伝費	30,000	0	30,000
接待交際費	20,000	0	20,000
新聞図書費	5,000	0	5,000
減価償却費	130,000	0	130,000
保険料	190,000	0	190,000
諸会費	30,000	0	30,000
システム利用料	190,000	0	190,000
リース料	22,440	0	22,440
租税公課	130,000	0	130,000
支払手数料	150,000	0	150,000
研修費	20,000	0	20,000
雑費	30,000	0	30,000
その他経費計	1,807,440	0	1,807,440
管理費計	1,807,440	0	1,807,440
経常費用計	19,161,440	0	19,161,440
当期経常増減額	988,560	0	988,560
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	988,560	0	988,560
前期繰越正味財産額	5,515,547	0	5,515,547
次期繰越正味財産額	6,504,107	0	6,504,107

事業別収支予測(活動予算書付表)

新規3事業は、両年度とも基盤整備・試行期間として、控えめな自主収益を見込む。既存事業費はスクールへ、みてね基金の助成事業費は新規3事業へ配分し、寄付金はスクール事業を支える収益として配分した。金額は円単位。

事業名	自主事業収益	助成金・寄付金配分	事業費	収支
デモクラティックスクール事業	11,200,000	3,100,000	12,354,000	1,946,000
くつろぎ自由研究室	240,000	1,321,000	1,321,000	240,000
MUSUVIVA	300,000	1,730,000	1,730,000	300,000
オンラインコミュニティ	200,000	1,949,000	1,949,000	200,000
合計	11,940,000	8,100,000	17,354,000	2,686,000

収益予測の前提

- ・くつろぎ自由研究室: 基盤整備と試行を継続し、カフェ・企画収入として年間240,000円を見込む。事業費は助成計画のカフェ・地域共育部分を配分した。
- ・MUSUVIVA: 2027年4月から12月までの会員費収益と、2028年1月から3月までの会員増加・イベント・企業会員による収益を合わせ、年間300,000円を見込む。事業費はガーデン運営と卒業生・若者交流部分を配分した。
- ・オンラインコミュニティ: スクールメンバー保護者は無料とし、外部会員の会員費・講座参加費等として年間200,000円を見込む。事業費には地域サポーター・広報基盤を含む。
- ・みてね基金: 年間助成事業費5,000,000円を、正式な助成予算計画書の活動別内訳に基づいて配分した。
- ・車両費: 車両2台分として月額合計20,000円、年間240,000円を管理費に計上した。
- ・法定福利費: 2027年度から常勤2名分の事業主負担見込額900,000円を計上した。

※正会員会費、受取利息・雑収益及び管理費は、法人共通の収益・費用として上表の事業別収支には配分していない。スクール事業の収支から法人共通の管理費を負担する。